

昭和三十一年九月二十日招集

第三回定例会(第一日)會議錄



昭和三十一年館山市議会第三回定例会会議録

昭和三十一年九月二十日招集

議長(石井潔君)本日出席議員数三十二名、(欠席)第三回市議会定例会を開会いたします。

議長(石井潔君)本定例会の議案説明のため、田村市長、小出助役、真田収入役代理、穴戸総務課長、唐沢保健課長、吉田商工水産課長、新井建設課長、高木農産統計課長、山本秘書課長、長谷川福祉事務所長、羽山厚生課長、伊藤戸籍課長、黒瀬税務第一課長、山口税務第二課長、宮川診療所書記長、鶴沢庶務課長、庄司学校教育課長、関監査委員以上出席を求めましたので御報告いたします。

議長(石井潔君)ついで会議録署名名人の決定を行ないます。お諮りいたします。

従来例にならひまして議長が指名により決定いたしますことに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石井潔君)御異議なしと認めます。よって四番議員 田中忠蔵君、二十三番議員 遠山ヨネ子君、以上御両君に決定いたします。

議長(石井潔君)ついて会期を決定を行います。本定例会の会期につきましても、会議規則に定められた議会運営委員会が開くことができず、直接議長よりお諮り申し上げます。本定例会の会期を二日と決定いたしますことに御異議ございませんか。なお議案の都合によりまして二日で不足するような場合がございます。ますれば、別にお諮り申し上げますと存じます。以上のような状態にて二日くらいで御異議ございません。

でしようか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石井潔君) 御異議ないものと認めます。よって二日と決定されました。こゝで宣告をもって会議規則第五条第二項より通知に代えますが、御了承願います。  
こゝより議案を配布いたします。

議長(石井潔君) 議案を配布もれはございませんか。  
申し上げます。本日の議事はお手許に配布の日程によって上程いたします。そゞろは日程に入ります。

議長(石井潔君) 日程第一報告第十号、第十二号、第十三号、第十四号

(書記朗読)

監査委員(関武夫君) 報告第十号から説明いたします。  
七月の十三日に七月例月検査を執行いたしました。

一般会計につきましても、大体この表によつて御了承  
いただきたいと思ひますが、税外歳入におきまして一千  
六十六万四千円余入つております。

このうち地方交付税の第二回目が八百九十三万七千円  
入つております。地方交付税の受け入れの累計は

一千七百八十四万七千円となつております。その他につ

きましても、この表によつて御了承いただきまします。

公益質屋、国民健康保険、ならびに豊房診療所等

の特別会計につきましても、この表によつて御了承願

ひたいと思ひます。つぎに報告第十二号でございま

すが、八月十三日に四人より市議会議員のお立ち会を

得まして、臨時出納検査を執行いたしました。

その結果につきましても、説明申し上げます。

検査の結果、いづれも正当、妥当に費消されております。

ことを報告いたします。

まず一般会計でございますが、歳入におきまいて市税が一千百二十六千円余り、内訳は市民税が約四百方、固定資産税が四百五十方、たばこ消費税が六月分として百三十八万五千五百九十円入っております。

税外収入の三百二十二万円余りうち競輪収入として千葉競輪が三十万円が入っております。歳入歳出差し引きまいて七百三十九万八千八百五十四円、不足でございます。一時借入金が一千万三千九百三十九万八千五百五十九円ありましたが、これは資金運用部から六百万円、恩給組合から六百万円、共済組合から三十九万三千八百八十五円借り入れたものでございます。市税の収入未済額が、

この数字では一億二百四十八万八千七百八十五円となっておりますが、納期が到来しないものもございまして、

その差を差し引いてやますといわゆる滞納類の正味は五千七百六十万円ほどでございます。つぎに特別会計に移りまして公益質屋でございますが、最後に欄外がまん中々とこのう貸付現在高二百十九万四千円ばかり。この内訳は船形質屋が百六十七万四千円余、富崎質屋が五十一万九千円余でございます。

つぎに国民健康保険の歳入におきまして、その他収入に二百一十七万三千円とございます。このうち二百一十万円は国庫からの補助金でございます。豊房の診療所につきまゝは、この表によって御了承いただきます。以上で報告第十二号の説明を終りまして、十三号でございますが、九月十三日に九月の例月検査を執行いたしました。一般会計の歳入におきまして、市税で一千百七十九万余っております。これは市民税が

百万円、固定資産税が八百四十万円、たばこ消費税の  
七月分として、百四十九万四千九百十円等が主なるもので  
ございませう。 税外歳入が一千八百八十八万七千円余入って  
おりますが、こゝのうち大きなものは、競輪収入でございまし  
て、まず、競輪収入として松戸の競輪から三百万円、受  
け入れております。 地方交付税も四百四十一万六千円入  
っております。 そゝから、寄付金が約百万円入っております  
ますが、土木費の船形漁業協同組合から三十万、富  
崎港維持費の寄付金が三十万円、東海汽船から  
十万円、そゝから、教育費の寄付金が北条小学校の  
講堂で三十五万円等でございませう。 歳出が一千六百  
七十二万円余のうち、目につきました支出は、北条小学校  
の講堂の修築費としての三十五万円支払い、館山さん  
橋の復旧費として十四万、富崎港の負担金として

二十万、なお館山港として五十万等が主なるものでござい  
ました。歳入歳出差し引きまゝで四十四万六千六十  
五月の赤字でございます。一時借入金金の九百三十九万  
三千八百八十五月の内訳は郵政省から六百万円、恩給  
組合から三百万円、共済組合から三十九万三千八百八十  
五月でございます。

市税の収入未済額が九千三百五十五万円で数字にな  
っておりますが、納期のきませんものを除きますと

正味の滞納額は五千百十万円余でございます。貸付現在  
つぎに公益質屋の特別会計でございしますが、貸付現在

高二百七十七万円余でございしますが、この内訳は船形質屋  
が百六十六万七千七百元、富崎質屋が五十九万五千三百  
五十七円でございます。つぎに国民健康保険の保険

料の収入未済額でございしますが、この月に年間

調定をいたしまして、収入未済額は、二千二百三十二万二千九百二十七円という数字が出ておりますが、納期がこないものを差し引きますと、実体滞納額は七百四十万円ほどでございます。豊房診療所につきましても、この表にまけて御了承いただきまします。以上で例月の検査の報告の説明を終りまして、報告第十四号の公益質屋の監査につきましても、報告説明を申し上げます。

七月二十三日、二十四日、両日、船形質屋と富崎質屋の三十年度の事業経営に關しまして、監査をいたしました。その結果の報告でございますが、一、二、三は、この説明を要しないと思ひます。四、流失処分品売却について、これは、昨年度に流失処分をしまして、まだ品物が売れませんので、倉庫に保管してあつたものでございませぬ。その貸付元金が五万五千九百五十円に当たります。

のでございませう。こゝを本年度売却したわけにてございませう。  
 こゝは千葉へ持って行って結<sup>算</sup>売りました。そして二万  
 八千四百円得ましたが、元金につきまゝして差し引き二万  
 七千九百円の損失を生じております。ここに貸付い  
 るときに二万七千九百九十円貸付利子五十円とあります  
 が、こゝは千葉へ持って行った品物のうち、カップが比  
 較的品がちやうとよかつたけれども、それを十把ひとからげに  
 買わなくてはつまらないので、そのカップだけを持って  
 帰ってきて、こちらで売却したんで、たさうであらうです。  
 そゝが確か、三百円に売れたんで、たさうで、その元金が二百  
 五十円で、その利息として五十円受入かと、こゝういう  
 当局の説明でございませう。

次に五の二十八年度と九年度に貸し出したもので、  
 返済期日がきましても、利入もせず、元金ももち

ろん返さない。そのまま焦げついておるものが、ここに掲げ  
ましたように、合計四十万四千六百十円、相当な額によつて  
おるのでございます。貸付元金が大体二百一二十万月に  
対して四十万月も焦げついておるといふことは、事業経営の  
面からみましても、誠に遺憾なことだと思ひます。

しかしながら、公益という建前から民間貸屋のやうに  
規則通りにもやむない事情もありますし、そこで入  
質者をとくにいろいろ調査して、その実情によつては止  
むを得ませんので、流失処分等適当な整理方法  
を講ずるのもやむを得ないだろうと、こう当局に要望  
したのでございます。六ヶ月別運営状況、職業別  
利用者数、それから財産目録調査の――

それはこの表によつて御了承いただきます。

以上を総合いたしまして、監査委員として、次の点を指

摘して意見を付したのでございますが、まず、三十年年度  
 におきましては、起債の許可が得られません。これは  
 貸付金より返還された場合の帳簿の整理の仕方が  
 少しまずかった点があったらしいんであります。その後  
 それも直さしておりますし、新年度におきましては、  
 ぜひ起債を受け入れて、資金は充足していただきたい  
 と思えます。つぎに三十年度は、一般会計からの繰入  
 金が九十万円にも達しておりました。誠に結構だった  
 と思えます。自己資金を充実するということは、事業  
 経営の面で必要欠くべからざることでございます。で  
 ころ点につきましては、当局も今後芝のの方策を持  
 続されるよう希望いたしますのでございます。

三十年の七月に富崎の質屋が開設されたが、存を  
 ひとつふせば当然そこに資金が要るわけでありませんが、

この資金の利用につきまゝ考へ方が不十分だつたと思  
います。十分に資金が充足されませんために船形が質  
屋で貸し出しておつたものをだんだん減らしまして、富崎  
の方へ回つたような傾向がござります。そこで船形も  
つとも利用が高い十二月から二三月頃までの間に貸し出  
しの金額が制限とかあるいは一時的に貸し停止とかいうこ  
とをしなければならぬほど、資金に疎隔をきえしたうで  
ござります。

こゝは誠に遺憾でござります。当局はできる限り資  
金を充足して市民がいつも必要なときにいつでも十分に  
利用できるようにお金を尽くしたいのでござります。

この質屋や特別会計は決算書をみますと表面的  
には歳入歳出差し引いて一千万九百三十万の黒字を  
生じております。こゝは一般会計からの繰り入れ金等が

多いため、そうなってくるのでありますが、事業を経営する  
 という観点からみますと――

みられますように

四十万円の赤字が出ておる中でござります。現在、店を二つ  
 持っておりますので、現在、職員船形ス二人、富崎一人  
 ほか、もう一人主任格で両方をみておりますが、この人員  
 を減らすことは、内部編成の面からみましてもどうかと  
 実際に思われます。そこで、経費の節減ということは  
 あまり多くを期待することができないと思っております。

どうしても売上げをふやして、貸付高をふやして行  
 って、利子収入の効果をはかる方へ持って行かなければ  
 この経営は本当にはうまく行きそうもございせんが、  
 それにはどうしても資金を豊富にして、貸し出しをいつ  
 でも貸せるという体制にもって行くことが肝要だと存  
 じます。三十一年度は、予算をみましても、貸付高

が三百万円を見込んで、それを何回か繰直すように予算を組んでございます。まだ、百万近くも貸付高が不足してあるわけでもございますので、当局の積極的な善処を要望する次第でございます。以上をもちまいて、貸屋の監査の報告を終わります。報告に関連性がございますので、この機会に報告させていただきたいと思いますが、前回の市会の際に社会福祉協議会関係のことにつきましまして、報告いたしましたし、たうでございしますが、その後警察の調査によりまして、私に報告いたしました数字が若干違つておることが判明いたしましたのでございします。そこで、私どももあの新聞をきまてあと、八月二十三日に三人の事務員の女子子を市役所へ呼ぶまいて事情を聴取いたしましたのでございします。その結果、判明いたしました点につきまいて報告申し上げます。まず、遺族会につ

いてでございますが、六月五日に私どもが監査いたしましたとき、不足金は二万四千七百四十円と、不足金が三万二千七百四十円というところでございます。一万二千七百四十円をこにふえておるわけでございますが、この事情は私どもがはじめ監査いたしましたとき、現金として一万三千百二十五円あったのでございます。ところが、その現金のうち、一万二千七百四十円は、実際に遺族会のもつてなかつたのであります。そうとき、立会ったある方が、それを俗にいえば、合せ金であります。そこへ加えて監査が終つたらまた御自分で持ってお帰りになったということだ、そうでございます。

遺族会、不足金は三万二千七百四十円でございます。それから、赤七人会につきまして、私どもが最初みまいた

ときは、不足金が三万五千六百八十三円でありました。ところが  
警察の調べによりますと、不足金は六万二千五百八十三円  
であったというのであります。そこに二万六千九百円ふえて  
おるでございませう。こゝ理由は、果て未七人金庫というも  
うが果にできたんであります。こゝへ各地から、寄付を集め  
て出資をしたんだそうであります。そのとき、寄付金  
が七万二千五百円、こゝ土地で集まったのであります。

そのうち、果へ金庫へ出資しましたが、四万五千百  
円でありまして、差引き二万六千九百円の残金があった  
はずであります。こゝがなくなつてしまつておつたといふ  
実情だそうでございませう。未七人会り不足金は六  
万二千五百八十三円でございませう。さらに社会福祉  
協議会でございませうが、六月二十二日に私も、警察  
に伺つて帳簿を拝見させていた。たとき、不足額

は六十二万四千五百七十九円でありました。ところがその後、敬告察の調べによりますと、二万九千四百三十八円、なお、不足金がふえております。これは、赤い羽根の共同募金であります。この募金をいたしますと、事務経費として共同募金会から補助金がかかるのでございませう。補助金によっていろいろの事務費をまかすのであります。が、二十八年度、九年度、三十年度、この三カ年の事務費の残金が二万九千四百八十三円あったのだ。そうであるが、これが、福祉協議会の帳簿にも受け入れられず、なくなつておつたのでございませう。この事情によるものでございませう。

それから、老人ホームの關係で三十万六千六百五十九円という不足金があることがわかりました。これは老人ホームのこともうだということであつたので、私も監査の対象外と

一応考えておいたのでありますが、その後いろいろ事情を慮  
きますと、こゝは福祉法人館山老人ホームの金ではなくて  
やはり館山市社会福祉協議会、金であるということが判  
明いたしました。そこで社会福祉協議会関係の不足金  
の総計は九十六万六千七百七十六円ということになります。  
こゝはこゝ老人ホーム関係のものは老人ホームを建設い  
たしますすいにつきまいて、社会福祉協議会が果て福祉財  
団法人社会事業金庫等から借入いたしまして、それを老  
人ホームの方へ注ぎこんだうでございまして、そして共同募  
金関係から配付金、一般の寄付金等によってその  
借入金返済して行っておるわけでありまして、その帳じり  
の残金がまだ三十九万六千六百五十九円だけはいけな  
いはずのものが実際にはないんだというところでござい  
ます。以上をもちまして、前回の監査報告の数字を訂正い

たしたいと思ひますから、よろしく御了承いただきませう。  
以上で報告を終わります。なお前回の市会るときに保険  
課の監査より請求を受けましたが、今会期中、その  
結果論を出して報告いたしたいと思ひまゝで目下報  
告書の準備中のごございますので、明日は報告できると  
思ひます。その点につきまして御了承願ひます。  
以上終ります。

議長(石井潔君) 報告案件につきまして御質問等が  
ございまして、御発言願ひます。

二十番( ) 社会福祉協議会より前回の報告  
は、六十二万ですか、いまよく聞かえなかつたんですか、  
合計しますといくらになりますか、六十五万くらいになるん  
ですか。

監査委員(関武夫君) お答えいたします。六十五万四千七百

でございます。共同募金関係は二万九千四百三十八円  
でございます。

・三十一番

（質屋の貸付金の利子問題で伺いま  
すが、小学生うつづり方々なかで非常にこの貸付の利子  
が高いというつづり方を書いた生徒がおったということと私  
聞きました。それで実はいつか伺ってみたいと考えるておっ  
たのでございます。確か月三分とか記憶しております  
が、この利子はどういう根拠のもとにこのような高い利  
子であるか、あるいはこれを下げようかなことはできない  
か、この点についてお伺いしたいと思います。）

・厚生課長（羽山房雄君）お答えいたします。公益質屋の利  
子は三分というのは公益質屋法で一応決まっております  
ますので、当市といたしましては、その規定どおりで現  
在のところは改訂する意思はございません。

三十一番

(私のお伺いしたいのは、どういうわけで質屋の利子は、そういうふうになり、高いのか、公益質屋と名がつけば、相当公益性をもった、いわゆる困っている人に対する利子であつてある程度軽減してもいいんじゃないかという考え方もできるんですか。どうしてもこれだけとらなければならぬという根拠を聞きたいわけです。

。厚生課長(羽山房雄君)市灯の私設の質屋の利子が、大体九分だと思つておりますが、それと比較しまして三分は決して高くはないと考へておりますが、この鑑定人の見方によつて自分では三千円、価値があると思つて持つて行つても鑑定人が打がめた場合、千円以下の値打ちしかないという見方をした場合、入質者、意思通りに融資できない場合もあると存じます。その点、じゃないかと考へております。利子については、決して高いもんじゃないと考へております。

十一番(伊勢仙太郎)福祉関係の問題であります。横領とか、使ひ込みとか、そういう見解は、敬言察側ではっきりと打ち出してあります。その点について敬言察側の見解はどうか、あるか、お伺いしたいと思ひます。それから、二点として、はっきりした場合、今後、役職員というものは、どういう形で動きがあるか、一新して行くのか、そういう点について、市長さんは、見通しとか、見解とかありまらう。御説明願ひたいと思ひます。さらに、この補てん金がどうしようにして、返済さへるか、また、返済さへなかつたら、相当、社会福祉関係の費用に大きな影響を及ぼすものと思ひますが、そういう場合にも、市として、やういふ措置を講じたらいいか、このうらも、うら見解がありまらう。それも合せてお答へ願ひたいと思ひます。

市長(田村利男君)聞きまうしたことがありまらう。御追加願

います。警察関係の見解がはっきりわかかっておりません。御本人が病気でありますので、おそらく調査ができないんじゃないかと思ひますが、こゝろ——という言葉使ていいか悪いか知りませんが、そういう点は、はっきり聞いておられません。第二の問題につきましては、以前申し上げたかと思ひますが、ハラダ協議会長ならびにハラダ老人ホーム専務理事、二つが辞表を当座市長のところへ出すのが本当でいいかとも思ひますが、市長室へ持って来えまいたうで、まだサナダ君の意思もはっきりしていないので、会長がやめてしまったら困るんじゃないかというので、辞表は押見しましたが、市長としては、これを預かりすることにはできたい。もう少し経てから善処したらどうでしょうというわけで、いったんお返ししたのが日は忘れまいたが、あう事件が起ったし、しばらくしてからでございませう。

しかしその後、その問題につきましては、辞表は提出して  
いませんが、二十日くらい前だったか、ヨシダシウロウさんとおみ  
えになリキマータとき、ちよつとそれ前に監査委員さんが報告を  
落したかも知れませんが二十万円の現金で弁償金を福祉  
協議会の方へ鳴田君から二十万円現金を返さぬていす。  
そのことに関しまして、あとまだ、六十何万という金を補て  
んすべきわけですが、これをある官庁の独身寮に売却  
するはずになつておるが、所長が転任したばかりであつた所  
長がすぐやるという事だったんでしばらく待つてくれといつ  
たんですが、今度所長がきてみると、その家は買う気はな  
くてむしろ、ほかり現在まであつた所長官舎ならびに所  
員の官舎を修理する方にゼニが行つてしまつたので、新  
しく独身寮を建てる金がない。従つてこのサカタ君の住宅の  
問題は、その官庁に限つては、話がおしまひになつたと申絶し

たというわけで、おそらくこゝは長期に返済がかかるんじゃないかと私を考えると、二三年かかるんじゃないかと思つて、その間責任上、二三年かかっても私たちの手で返済してからの責任を果たしてから、辞表を出したいというのを座談的に二十日ほど前に申されたことがあります。人事問題については以上でございます。

十一番(伊勢仙えん助君) 一応敬書察う見解がまだ不明確であるが、相当期間も経過しておりますので、こゝが起訴になるか、不起訴になるかということは大体見通しというものがついておるんじゃないかと思ひますが、ただ我々が考えますのに、こゝがひとつの犯罪として、はっきりとした場合に、市長もその責任の一半であるというふうに考えて、場合によれば、金を出すから、それで勘忍してくれというやうな裏面から、そういう働きをして、なんとか、こゝを俗

にいう

—— そうして人事の問題についても

そういうような考え方があつたんじゃないかというふうな非常に  
疑惑を持たれるわけなんです。その点について、警察を  
見解のはつきりする、—— はいは別として、監査面から見て  
既に九十六万という大金がなくなつていふと、事実から  
推して、返済金の問題を、はつきりさせるという、その人間  
の住む家をなくしてしまふということはどうかと思ひますが、  
なるべく早く確実に返済する方法を本人とらんらかりはつ  
きり、契約のようなものをとつて、十分市が——

困らないような対策を樹ててもうたういふんじゃないかと思  
います。二、三年経つて金を返すまで、自分はやめないん  
だというふうな、サつとも社会教育の最高責任者であ  
る人たちが、そういうふうな言葉を吐いてゐるのを聞きます  
して、我々は社会福祉事業の観点から果たして、こつう

考へのもとに、推定されて行くのではないかと、いうふうには、非常に疑惑を持ったものであります。例えば、みせ金を遺族会や場合に、一万七千余円も出たこと、そういうふうな気が持が、福祉関係の幹部の間にも、多分にあるんじゃないか。

その結果、こういうふうな問題を起こしたんじゃないかと、思へるんであります。が、市長は人事の刷新について、一層はつきりとした態度を決めて、できれば急速に人事を改革して、市民の期待するような新しい福祉協議会というものを、つくってもらいたいということ、私は要望しまして、質問を打ち切ります。

市長(田村利男君) 伊勢議員の御発言、誠に、もつともと存じますが、なんにいたしましても、ある団体は、市直接の団体では、ありません。あくまで、財団法人、社会福祉協議会、もうひとつ、老人ホームという別な、市から離れた団体であり

ますので、市長の考えでお前たちを止めろというふうなことは  
できませんが、本日市会が皆さまより御発言があのば、また  
改めて真田さん、吉田さんたちと懇談してみる機会を持  
ちたいと考えております。

。三番

(関連して) 監査委員の方より御答弁を

お聞きしますが、先ほどより御報告で一万七千いくらが  
みせ金をしたというふうなことがいわれておりますが、これ  
はどういう関係の人がしたか、その点を明らかにされるかど  
うか、もし差し支えなかったら承っておきたい。さらに、こ  
ういったことがその後敬言寮の調べによって額が違ふという  
現実の問題が出てきて調査の結果わかった。しからは  
今後の監査の問題に関連してきますが、いろいろの問題  
題を監査するにつきまして、こういうたごまかし、いわゆる  
一時を糊塗してやるというふうなことが起きるような場合

に監査の遂行上、大きな支障をきたすんじゃないかとい  
 うことが考えられます。こうしたでたらめに一時をごまか  
 すというふうなことをして、監査を受けた場合にそれ  
 に対してなんらかの制裁規定といましようか。法規になつと  
 見当りませんが、そういうことがあるかどうか。またこんご  
 こうしたことに對する監査委員の方うそのときだけ、ごまか  
 せばいいんだと。あとはどうなつても構わないんだということ  
 を言われた場合には、今後の監査の上には支障をきたす  
 んじゃないかと思ひますが、この点につきまゝて監査委員の  
 方うお考えをお聞きしたいと思います。

監査委員(関武夫君)遺族会が監査を最初いたしました  
 のは六月五日でございまして、そのとき遺族会関係の  
 方で立会われた方は、嶋田現会長とヤマネ前会長さんで  
 ございまして、この二人の方が立会ったのでございまして。

そつうちが一人がいよいよ一万二千七百四円を一時立替えられたさう  
でございませうが、鳴田さんに私事情を伺いましたら、鳴田  
氏ではないさうでございませう。それからさういった場合、こ  
まかしのことをして、監査を受ける。これは実際問題といたし  
ますと、私もさういったことをされた場合にはわからないう  
うと思ふんです。従いまして、これはあとでわかった場合は、そ  
ういうことをおやりになつた方が社会に非難を受けるとい  
ふことで十分報いらぬだらうと思ふんです。法規的にさうい  
つた場合、判断ができるかどうかということにつきましても、  
現在、さういふところできたいと思ふんです。

それと、さつき、中長さんが言われまゝ、た福祉協議会が二十万  
補てん金があると、これは当然報告いたすのをさうつかり  
落しました。が、七月十六日に御親類の方より御心配で二十  
万円を福祉協議会へ返済されたさうでございませう。

三番

（そうしたごまかしで一時を糊塗すると

いうことにつきましては、なんの制裁規定もなくてむしろ

今後わかった場合には社会的に非難されるということですが、

仮に遺族会の問題でなく、こんご館山市の保険運営上補

助金なんかをとっている各種団体に対しても、市と

しては、監査をするという権限を持っておると思ひますが、

こうしたことをこんご監査をやるにつきまして、ただ、そうと

ごまかせばいいんだというふうなことで、こんごもごまかせ

てはたまらない。かように考えまして、十分この点、御考慮

願いまして、こんご、そうした各種団体、市はもちろんのこと

その他、関係の監査につきましては、十分に御留意の上、ご

まかせないよう方法をお願いいたしまして、嚴重なる

監査のほどを切に願ひし、質問を打ち切ります。

二十二番

（ただいま十一番、三番議員から質問が

あつて、市長を監査委員の答弁があつたんですが、どうも了解しかねる点が、ほとんど了解しかねるんですが、というのは今後に対する人事ということに対して、市長としては、おおよばない、また会長が責任をとって辞表を出してきた、それから、全部穴を埋めるまで、二年、三年かかるので、それまで職にとまっています。表面をみると責任があるようであつて決して裏は逆である。監査の結果、非常に――

――結論としては結局、おまわりの手が及ばないんだと、仕方がないんだというふうなことで行つてしまふ。こゝに対しては、問題が福祉協議会であり、未亡人会、遺族会、老人ホーム例え手が届かない老人ホームにしても、市長としてそれなら、どういふふうに行かなくてはいけないかという、はつきりしたものがなくちゃいけないと思つてんです。

それによつて、会長とよくそのことを話して、この問題を丸

理してゆく、穴埋めに対しては、文書にして、はっきりと、これは補てんしてもらおう。こつようなことをやけり。我々議員として教えてもらわなきゃ了解できない。現在会長がやっておると思うけれども、その衝に当たっておった直接の責任者は事務局長ですか。これはやめたと聞いておるんだが、実際に前事務局長に代るべき人は、いつたいどなたがやっておるのか、教えていたきたい。

。市長（田村利男君）事務局長の後任は、はいと思います。ただし、以前から事務局長の下で名前が主事といひますか、やっておった小林シウゾウさんが以前から事務を真田さん監督のもとに事務だけをやっているというふう聞いております。

。二十三番

・議長（石井潔君）他に御質疑ございませぬか。

・市長（田村利男君）松本議員、遠山議員あるいは、三番さん十一番さんの御意見が大體趣旨は、同趣旨のように聞こえますので、近くホームならびに協議会や幹部の方々とお会いしまして、市民ならびに議会は、このよう（？）気持であるから、ということをお伝えしまして、善処したいと思ひます。

・議長（石井潔君）他に御質疑ございませぬが、御質疑がなければ日程第二に移ります。日程第二議案第十五号を上程いたします。

（書記朗読）

・議長（石井潔君）本件に關しましては、六月九日議会におきまして、専決処分を認めておりますが、御了承いたただけるものと思ひます。よって日程第三（議長十一番）と呼ぶ者あり。

十一番(伊勢仙之助君)この問題について専決処分そのものには異議はありません。しかしながら私は――

現場というものを一応みて参りまいりますが、あのときに一応百万円というものは寄付さめて、その範囲内でやるというふうにはつきりと市長は申さおためてあります。が、実際工事の現場に行ってみますと相当やっております。百万円で不足の分は修繕費でもってこれをやるというふうな恰好でなされておるんじゃないかと思えますが、<sup>各</sup>学校の修繕費というものが明確になつておるかどうかという点について私は教育委員会に質問したいと思えます。

現在盛つてあるところの修繕費がどの学校はどうかというふうにするんだというふうに明確になつておるかどうかならないでただ北条小学校――

いつも工事中――

修繕費というふう



それでその不足分は講堂修繕期成会の方にお話いた  
 しまして、それからある程度お金を出してもらうって  
 おりますが、**請負**いう設計におきまして、こわたと  
 ころが見積りのきれがありまして、その分をどうしても  
 なければいけない状態にいたっておりますので、期成会  
 の方から出していただいている額は、一百万でござい  
 ます。そのほかにも、申し上げました見通りの見落し  
 がありまして、追加工事として、今回予算に計上した  
 わけであり、そのほか、北条小学校に配布してあり  
 ます。備品費の方から、更正してやりたいというふう  
 に考えております。

○十一番(伊勢仙之助君) 問題は備品費を講堂修繕に充

てるという大きな問題に変わりますが、この点につ

いて、学校修繕に回すということは、こんど学校運営上

に非常に支障があるんじゃないかと考えますし、むしろ、  
備品費は備品費の性質に使われるべきじゃないかという  
ふうに考えておりました。どうしても、北条小学校や小学  
校だけではなくて、

というような問題に備品費を充当するというようなこと  
については、こんごなんらかの方法によって、備品費だけを補充  
してやるという前提のもとに、備品費を流用するというお  
考えですか。その点質問いたします。

教務庶務課長(鴉沢貴寛君) お説りのように考えております。  
議長(石井潔君) 他に御質疑ございませんか。お諮りいたします。  
本専決処分承認に対しまして御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石井潔君) ついで日程第三議案第六十九号を上程いたし  
ます。

(書記朗読)

( ) 今回自治法改正に伴いまして、現在  
ありました館山市の議会規則のうちでも再三訂正しなけ  
ればならないという点がありまして一昨十八日行われま  
した全員協議会におきまして予めこの点御協議願  
いまして御了承願ったのであります。これにつきまして  
今回も自治法改正に伴いまして議員定数の場合に  
一定数の議員を選出による提案が必要だ、かような  
観点から議長の指名に基きまして五名が選出議員に  
なつたのであります。その一人として代理いたしまして、請  
願を御説明申し上げる次第であります。これは一昨  
十八日より全員協議会におきまして皆さまの慎重なる御

審議をいただき予めこの点御了承願っておりますので、  
あえて事々しく御説明申し上げるまでには、右のような  
状況でありますので、御審議の上、ひとつ御賛成を願  
いますようお願い申し上げます。一応提案いたしたいと  
思います。

議長(石井潔君) 本案に対しまして御質疑ございますか。

十一番(伊勢仙之助君) この議案提出りなかに議長さんう名前  
が出てゐるんですが、これは一応差し支えないか。この点の  
事務局の見解をお願いいたします。

事務局長(高梨清一君) 失礼してこの場から申し上げます。  
議長も議員う一員でありますので、議員としてう資  
格において――

十一番(伊勢仙之助君)

発案者が議長であつてその

事件を審議するのに議長が

いいか

どうかとこころいう私に配です。だから技術的にこころいう  
ことができなかったと一たらほかり人から

。事務局長（高梨清一君）発言でなくて発案についてとくにいまま  
で慣例においてもこころ

申し上げますと十一番さんは発言する場合には議長席  
についておちやいけないうところから御質問じやない  
かと思えます。

。十一番（伊勢仙之助君）議長自身が発案者になった。その議  
案を審議するのに発案者である御当人が議長席に  
おいてその審議の採決をしいかどうか。その質問です。

決めるこ

とは

ますいんで発案しても発言しなけぬは

議長席において採決によつて、むしろんだという考え方で自信が持てるかどうか、その見解をお聞きしたいんです。

事務局長(高梨清一君) 今までの公共団体、議会の運営とい  
たしまゝでは、その点間違ひはないと存じております。

議長(石井潔君) なお議長から申し上げます。この発案者の  
件について

までを

議長席(一番から五番  
議長も発案者になる

ことは考えまゝたけれども、一番席から五番席まで、議員  
のお名前を拝借したよう打次第ですから、その点御了承  
願いたいと思います。他に御質疑ごぶいませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石井潔君) 御異議なしと認めます。よつて本案は  
決定いたしました。

議長(石井潔君) ついで日程第四議案第五十六号を上程いた

します。

(書記朗読)

(議案第五十六号について申し上げます。先ほどの決定いたしました議案第六十九号と同じく今回の地方自治法の改正に伴いまして従来昭和二十四年六月三日——示さしめて館山市議会委員会

条例が今回改正さしめたのを今回地方自治法の改正に伴いまして改訂する必要に迫らしめたので、これも前議案と同しく一昨十八日全員協議会におきまして皆さまより慎重なる御審議をいただきまして予め御了承を得ている案件であります。どうぞ御審議うほどをお願いいたします。御賛成、ほどを切にお願い申し上げます。議長(石井潔君) 本案に対して御質疑ございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石井潔君) 御異議ないものと認めます。よって本案は決定いたしました。

議長(石井潔君) 続いて日程第五 常任委員会委員選任についてを上程いたします。前日全日程が決定さしまして委員会条例第四條ヲ定めるところにより、本市議会常任委員会委員の選任につきま—てはお手許に配付の選任表のとおり選任いたしたいと思ひますが、こゝに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石井潔君) 御異議ないものと認めます。よって以上の通り決定いたしました。

議長(石井潔君) —ばらく休憩いたします。

議長(石井潔君) 休憩前に引き続き—て会議を開きます。

議長(石井潔君)申し上げます。日程第六につきましても、市長より議案の送付がございませぬが、日程を削除いたしまして日程第七議案五十号を上程いたします。

(書記朗読)

(従来定例会につきましてもは、年四回開く。このことになつておたが、ございませぬが、今回自治法の百二条の二が改正によりまゝ、毎年、四回以内において、条例でその回数を定めるといふふうになりまして、本市におきましてもは、四回が適当と考へまして、本案を提案した次第でございませぬ。

議長(石井潔君)御質疑ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石井潔君)御異議ないものと認めます。よつて議案第五十号は決定いたしました。

議長(石井深君) 続いて日程第八議案第五十一号を上程いたします。

(書記朗読)

(議案第五十一号) について御説明申し上げます。今回改正しようとするものは、第二条中、二項を削る関係でございませう。こゝ二項には従来自転車と荷車と——と畜犬について鑑札の交付をしたときに手数料を徴収する。こゝういふ規定があつたのでございませう。

これは鑑札の交付に属するものでございまして、手数料として扱ふことは妥当ではないということになりまゝたので、今回こゝ二項を削除いたしまして、第三項、四項を順次繰り上げようとするものでございませう。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石井潔君) 御異議ございませんか。御異議ないものと認めます。よって本案は決定いたします。

議長(石井潔君) 続いて日程第九議案第五十二号を上程いたします。

(書記朗読)

( ) 議案五十二号について御説明申し上げます。今回自治法を改正によりまして、監査委員が監査を執行し、必要があると認められたときは、関係人より出頭を求めることができるようになった。そこで、その場合は、従来議会および委員会等におきましても、こういう場合には、費用弁償を支給することになっておた。でございます。その意味によりまして、今回第九十九条第七項の規定により、出頭した関係人に、この監査委員に――に――出頭を命ぜられたものに費用弁償を支給するという

規定を設けようとするものでございます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石井潔君) 御異議ないものと認めます。よって本案を決定いたします。

議長(石井潔君) つづいて日程第十議案第五十三号を上程いたします。

(書記朗読)

(議案第五十三号について御説明を申し上げます。旧西岬地区には従来東と西の駐在所がございます。昭和三十九年七月一日の公安委員会規則によりまして、派出所及び駐在所の名称及び受持区域に於する規則によります。と現在、西岬地区では、西岬巡査駐在所だけでございまして、全地域を受け持つ、そして伊予の西の駐在所は廃止されておるわけでございます。

こゝ敷地は伊戸ウイチカクイノスケ氏の所有でございませう。敷地として宅地が三十七坪ございませう。こゝを借りておるうでございませう。

すでに使用目的を失った駐在所は現在腐爛朽がはなはだいゝであつて附近の治安上からいつても不安であるしこゝを農地に転用して収益をあげたいという目的で返還をしてもらいたいという請求が出ておるうでございませう。現場を調査いたしますとまったく荒廢に歸しておるうでございませう。

こゝを他に転用する場合には大修繕を加えなければいけないという状況でございませう。そこで敬告察にも照会いたしましてとよろしく、すでに規定によりまして、駐在所が一カ所になつておつて、将来復活あるいは使用う望みもたいので、敬告察といたしましてはなんらうがたい。

こういう回答でございませうので、この際、こゝを取りこわしまし、  
して処分しようとするものでございませう。

( ) いま説明を聞きまゝでよくわかりました。ただ、取りこわさないと、  
か、これを活用するとか、あるいは、こゝをこゝのまま、  
払い下げというふうな希望はないんですか。

( ) 一応、その辺も考えまゝだが、こゝは相当腐朽して  
おられます。で、売買した場合には、わづかう値段段である。  
それから、また場合によつては、こゝを取りこわして、自動車  
の専用庫なり、あるいは、学校や物置なり、そういう方面  
に転用ができるんじゃないかと、現在、その方面で処分につ  
いて考えております。

( ) ただ、こゝとした場合には、そゝでなくとも、  
建つても腐朽がはなはだしいんで、価値がない。こゝを

ばもつと価値がなくなつてそれこそ二足三文ということにな  
りまゝで結局、こゝままで。

そのときにおいて希望があるならば希望に添うように

この処分についてはいいと思ひ

ますが、この点ちよつとお考え願ひたいと思ひます。いかが  
ですか。

( )

議長(石井潔君)他に御質疑ございせんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石井潔君)御異議ないものと認めます。よつて本  
案は決定いたしました。

議長(石井潔君)続いて日程第十二議案第五十四号を上程  
いたします。

(書記朗読)

(議案第五十四号について御説明申し上げ  
ます。ただいま工事中であります。都市計画街路事業  
でございますが、こゝに使用いたします。ブロック購入でござ  
います。こゝ件につきまゝて指名競争入札を八月  
十五日に

招きまして指名  
いたしました。競争入札をいたしたためであります。が、予定  
価格に達しないため、最低入札者、東海汽船と随意契  
約を結んでブロックを購入したいと思つたのでございませ

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石井潔君) 御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石井潔君) 御異議ないものと認めます。よつて本案は決  
定いたしました。

議長(石井潔君) 続いて日程第十ニ議案第五十五号を上程  
いたします。

(書記朗読)

議長(石井潔君) 申し上げます。審議に入ります。前に議案  
中小谷議員が出ておりますので、小谷議員の退席をお  
願ひいたします。

保険課長(唐沢貞太郎君) 議案第五十五号について御説明申し  
上げます。さる七月十六日、国民健康保険運営協議会に  
つきまわして、結果、つきりょうな方々に任期

一年の委員が決定したうでございしますが、それを国民健康  
保険運営協議会の付則第二項の規定によりまして、  
その委員は、市町村長が市町村の議会で議決を経て  
定めるというふうな規定されておりますので、ここに本案を  
提案した次でございします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石井潔君) 最初小谷議員を異議あるかどうか。御決定を願いたいと思いますが、御異議ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石井潔君) 御異議なしと認めます。小谷氏が決定いたしました。

議長(石井潔君) お諮りいたします。小谷議員を除いたあと、五人の方について御異議ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石井潔君) 御異議ないものと認めます。よって本案は原案通り決定いたしました。

議長(石井潔君) 続いて日程第十三議案第五十七号を上程いたします。

(書記朗読)

(議案第五十七号) について御説明申し

上げます。こゝは別紙図面で御覧になりますと、北条海

岸より市営住宅の敷地に  
の地でこ

ごいまして、更測いたしますと、九十一坪二夕ございまして

他に目下うところ利用り道も考えらぬないかとございまして

こゝを競争入札にして処分をしたいという事に考えた

のでございします。

現場説明には四名参加いたしました。一回その当日に入

札をいたしました。ございしますが、第一回目には予定価格

に達しませんで、さらに第二回目も入札いたしましてたこ

ろ。氏が二十万八千円で予定価格より

も超過いたしました。こゝもやをもつて、落札者

といたしました。売却をしたいと考えるうでございします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石井潔君) 御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石井潔君) 御異議ないものと認めます。よって本案

は原案どおり決定いたしました。

議長(石井潔君) 続いて日程第十四議案第五十八号を上程  
いたします。

(書記朗読)

(議案第五十八号について御説明申し上げ  
ます。今回自治法を改正によりまして、館山市に現在  
ございます) 監査委員条例を改正したいと考えるも、  
ございます。第三条で監査委員が監査を請求も  
しくは監査を申し出がある(歌)場合、監査をするということに  
なつたと、監査委員は十日以内に監査をしなければなら  
ないと期日を規定いたしたものでございます。

第四條では、議会から請願や送付を受けた場合には、二月二十日以内に措置しなければならぬと、期前をきめたのでございませう。それから第五條でございませうが、

執行に関する監査でございませうが、これは毎会計年度一回以上行なうというのでございまして、その期日につきましても、監査委員が

適当に定めるようにいたしたいと考えるのでございませう。それから第六條の二項でございませうが、従前は臨時出納

検査を行ないます。場合にはただ立会人に対して通知をしたのでございませうが、これは今回期日前七日までに市長と立会人に通知をしなければいけないというふうにいたしたのでございませう。これは

大体、市

会場の招集期日と同一にいたしまして、いろいろ議員の方々にも都合がございませうし、なお市長の方にも

関係もございますので、大体七日以内くらいに通知をうけて、  
ただきたいと考えまゝに入れたら、ございます。

第七條でございますか、これは、決算や証書類を審査す  
る場合の期日や設置でございます。収入役の方は――

――検査いたしましたして、三月以内に市長に決

算う――

――をしようになるのでござ

いますか、この場合、監査委員が審査するという場合

期日や――

――当市におきまし

ては、大体一カ月以内におきまして審査をして意見を  
つけて、市長に回付いたしたい。このように考えますか、ござ  
います。

第八條は収入役が市金庫を検査する場合、収入役だけ  
でなく、監査委員にも公正な立場から立ち会っていただき  
たいという考えで規定いたしましたものでございます。

それから付則の第三項でございますが、これは自治法の  
基く規定でございます。 現在  
この条例の施行の際、監査委員である者の任期の  
起算につきましても、なお従前の任期によるという  
規定を設けていただくございます。

議長（石井潔君）御質疑ございませぬか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石井潔君）御異議ないものと認めます。よって本案は  
原案通り決定いたします。

議長（石井潔君）続いて日程第十五議案第五十九号を上  
程いたします。

（書記朗読）

（議案第五十九号につきまして御説

明申し上げます。本議案は自治法の改正に伴いまし

て、所要の措置を講じたのでございませう。第三条中「但書」云々という意味につきまゝでは、従来——といふふうになつており、たものを第四条におきまゝで、特殊勤務手当のうち「旅費」としたものでございませう。内容につきまゝでは同じでございませう。

第二条につきまゝでは、従来看護婦の手術手当が看護婦一人について百円としてございませう。たものを他項におきまゝして、看護婦または見習看護婦にあつては、百円と、つぎに第五条の従来は婦長の管理職手当が五百円出たのでございませう。が、第五条を削除しまして、第四条の口に婦長にあつては、二百円手術手当を支給するといふふうに変更を行つたのでございませう。

議長(石井潔君) 御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石井潔君) 御異議ないものと認めます。よって本案は原案通り決定いたしました。

議長(石井潔君) 続いて日程第十六議案第六十号を上程いたします。

(書記朗読)

( ) 議案第六十号について御説明いたします。本条例は、前の条例と内容においては同じでございます。ごございます。事項に伴い

まして教育長や勤務条件、そういうふうなものには、やはり市の職員と別口条例で定めると言うことになっております。よって本案を提案したわけでございます。議長(石井潔君) 御異議ございませんか。

(「異議なしと呼ぶ者あり」)

議長(石井潔君) 御異議ないものと認めます。よって本案は原

案通り決定いたしました。

議長（石井潔君）続いて日程第十七議案第六十一号を上程いたします。

（書記朗読）

（議案第六十一号について御説明いたします。）  
第一条、第二条は説明を略します。第三条に分館の設置を決めたのでございしますが、今までは分館設置規則というもので設置しておたのでございしますが、これをこんど条例に入れたわけでございします。第五条公民館の役職員を規定いたしましたので、これによる報酬を別表に定めただけでございします。それから公民館主事は、現在松本議社会教育課長がなっておりますので、これは、市役職員と同じような勤務をここにうけたわけでございます。それから公民館運営審議会委員は社会教育法におきまいて報酬を定める。

ということにならざるやります。その費用弁償額を  
ここにうたいまゐりました。

議長(石井潔君)本案に対して御質疑等ございませぬか。  
十一番(伊勢仙之助君)報酬でございしますが、これは今までの  
ものと変わっていませんかどうか。変わっていかばどういふ  
うに変わっていますか。

( ) 現在予算に計上してありますもうを  
ここにうたいまゐりました。

議長(石井潔君)お諺りいたします。本案に対して御異  
議ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石井潔君)御異議ないものと認めます。よって本案は  
原案通り決定いたしました。

議長(石井潔君)つづいて日程第十八議案第六十二号を

上程いたします。

(書記朗読)

(議案第六十二号について御説明申し上げます。館山市図書館条例は、いままで規定してございませんでした。が、地方自治法が改正によりまして、教育機関の設置は条例で定めるということになっております。で、今回制定したわけでございします。第三條に職員の内容を規定してございしますが、現在館山市の職員につきましても、この定数条例の中に入れておる職員はございませぬ。第六條の図書館協議会は、現在社会教育委員のうちの方が兼任されております。あと、説明は略します。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

十一番(伊勢仙之助君)第六條の委員でありますか、

これはいままでおつておる委員がそのまま新たに教育  
委員会で任命するという解<sup>釈</sup>でいまままで継続的に  
また委員として——新たに教育委員会が  
委員を任命するか、どうい<sup>う</sup>行き方になりますか、その点  
御説明願います。

( ) 今までも教育委員会が任命してお  
つたんでござい<sup>ます</sup>が、現在<sup>の</sup>ままで行くつもりでござい<sup>ます</sup>。  
十一番(伊勢仙之助君) どうい<sup>う</sup>人が委員に選ばれておりま  
すかわかり<sup>ませ</sup>んが、お差し支<sup>え</sup>なかつた<sup>り</sup>、委員<sup>の</sup>氏名を  
教え<sup>願</sup>い<sup>たい</sup>と思<sup>いま</sup>す。

( ) いま<sup>ち</sup>と<sup>わ</sup>かり<sup>か</sup>わ<sup>ま</sup>す<sup>が</sup>、あ<sup>と</sup>で  
調べて御報告<sup>いた</sup>し<sup>ま</sup>す。

議長(石井潔君) 他に御質疑<sup>ござ</sup>い<sup>ませ</sup>んか。

十一番(伊勢仙之助君) 現在の定数<sup>です</sup>が、

( ) 現在、図書館の職員として、果の分館の佐藤先生と臨時職員を一人、二名で運営しております。

十一番(伊勢仙之助君) そうしますと果の分館の佐藤氏は、この定数には入らないという考え方でよろしいんですか。

( ) そうでございます。

議長(石井潔君) 他に御質疑ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石井潔君) それでは十一番議員の保留された面がありまして、それは後刻報告申し上げるということにいたしまして、本案を決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石井潔君) 御異議なしと認めます。よって本案は決

定いたしました。

議長(石井深君) 続いて日程第十九議案第六十三号を上程いたします。

(書記朗読)

( ) 御説明いたします。社会教育委員にも社会教育法におきまして報酬を出せないことになりおります。公民館運営審議会委員と同様にここに費用弁償額を規定したわけでございます。

十一番(伊勢仙之助君) ( ) 費用弁償は従来までのもうと変わらぬと思います。従来委員の数 三三三

運営して行くかどうか委員の任命については、  
どういふ方法でなされて行くか。

( ) 委員の定数につきましても前には二十六名でございましてが、本年度は五名ほど減員してござ

います。なお、将来も減員につきましては、研究を要する  
と思えますが、いまのところ減員の予定はないと思えます。  
それから、選任の方法は各地区、職域、そういふふうなまわから  
推選母体を選びまゝにしております。

二十三番

（ ） 今までは年手当として出ておったんで  
ございませぬが、それが出せませんので、こんど会議に出席したた  
びに費用弁償を出したいというもつてございませぬ。

二十三番

（ ） 毎月一回ということには決っておりませぬ。

二十八番(鳴賀社作君) この委員会が職務のために旅行することが

あるんですがどういふ場合にありか。それをちよつとお聞かせ願  
いたい。

○ ( ) 教育委員。あるいは公民館運営審議  
会委員は視察のために出張する場合がございます。社会  
教育関係の機関視察という場合は場合がございます。  
○ 二十八番(鳴貴杜作君) その視察を決めるときは、どうや  
つてお決  
めになつてゐるんですか。

○ ( ) 又、教育委員会や会議におきま  
して決めるようになっております。

○ 十一番(伊勢仙之助君) それに関連しまして、この社会教育委  
員会や性格というものが我々ちよつとぶに落ちたい点があ  
るんですが、教育予算で、社会教育に関するものは、社会  
教育委員の決定されたものに従つて、予算が使用されて  
いるように見受けられますが、この点は委員会にて決定

—たものがかならずしもそのとおり、実施をしないという  
場合によつては、大きな——の予算を組む、そういう場合に  
こゝはまずい、ときには取止めさせるというような方法、その他、  
経費の使用方について問題があるんですが、昨年为例  
によりまして、実は文化祭の問題であります。我々が議  
会で組んだものを社教が委員会において、こゝをほかの方  
面に使うというような問題が出て文化祭の費用がたか  
くなる。そういうような問題が出てくるわけなんです。委  
員会の性格、あるいはどういうところまで権限を持って  
おるか、その点予算上り執行について委員会が決定  
というものが、どういう拘束力を持つか、その辺の見解  
をお聞きしたいと思います。

( ) 現在、社会教育委員が社会教育関  
係の——を行う場合には、社会教育委員会

に諮りまして決定している関係でそういうような事態へ  
 が起ってくる場合があるわけですが、昨年の文化祭の  
 予算執行につきましても、経費節約というふうな面  
 もありまして、あつても、社会教育委員会に諮りま  
 して、あのような予算を執行したわけでございます。

市長(田村利男君) 鳴賀議員と伊勢議員の質問の内容  
 があるいは私が答えた方がいんじゃないかと思つて、  
 私を知つてゐる範囲をお答えしますが、社会教育委員は  
 いままで市金では旅行しておりません。二百円ぐら  
 づつ月極めで月掛けて貯金したもので有志が旅行  
 して、いろいろ聞いております。従つてこんごもとくに

あそこに参加したいからという、社会教育委員会だけの決  
 定で市金出張旅費を規定されたから勝手に  
 行くということはない。従来通りにやると思つて

ますが、私、知ってる範囲をお答えいたします。

。十一番(伊勢仙之助君) その問題について、市長さんは、委員会のこととはあまりよく知らないんじゃないかと思ひますが、

———それが果たして、どういう予算で

私もよく知りませんが、あるいは、

思われる

フシも過去に見受けられたんですが、おそろく、どういふ問題で、鳴貫議員から質問が出たと思ひます。が、委員会、出張あるいは、

。市長(田村利男君) おそろく今まで、教育委員会というひとつの域の中で行われたことであり、まが、二んごは、館山市長のもとに行われますので、明朗になると思ひます。から、……

十一番(伊勢仙之助君) さらに、お尋ねしておかたければ、ならぬんですが、私は、なぜ、つく、いかと、議会で決定された予算を、委員会、で修正されて、修正といつち、おかし、いんですが、例え

ば市会が予算では大まかなことかできません。それを細かい点を科目までいろいろなされるわけなんです。が、我々が決めたことは間違っていたというふうに解されるような場合があるんですが、こんごそういうこともなされるかどうか、そういう点については十分市長さんも議会の決定されたものに対して尊重していただきたいというのが私の質問の要旨です。

市長(田村利男君) こんごは一手に市長のもとに行われますと存じますので十分気をつけて運営したいと思いません。

議長(石井潔君) 他に御質疑ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石井潔君) 本案を決定いたしますことに御異議ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石井潔君) 御異議ないものと認めます。よって本案は原案通り決定いたしました。

議長(石井潔君) しばらく休憩をいたしたいと存じますがその前に御報告申し上げる件がございます。先ほど各常任委員会より委員長ならびに副委員長より決定がありまうたうで、この際御報告申し上げます。総務委員会委員長 高橋文治君、副委員長

由会に先立ちまうてちつと御報告申し上げます。先ほど議会運営協議会委員が決定されたんでございますが、その委員長に松本藤太郎君をお願ひすることになります。副委員長に安西政治議員が選任されたら、御報告申し上げます。

議長(石井潔君) 休憩前に引き続きまうて会議を開きます。

議長(石井潔君) 日程に入ります。前に十一番議員の御質問が保留になっておりまして、その報告をさせます。

(十一番議員さんに先ほど私が申し上げたことはちっと違っておりまして、訂正いたします。今まで図書館運営協議会の仕事をやっておりますのは、社会教育委員会の中に図書館部というのがあります。それが代つてやっておったわけでございしますが、今度新しくこの条例によりまして、図書館運営審議会委員を設置する予定になっておりますので、そのように願いたいと思えます。

議長(石井潔君) それでは、日程第二十議案第六十四号を上程いたします。上程に先立ちまして、条例改正でございしますので、朗読をしておりますと、非常に時間を要しますので、朗読を省略いたします。まして、改正の要点だけを説明申し上げることにしたいと思います。と思えますが、さういまして、御

異議ございませんでしようか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石井潔君) 御異議なければさよういたします。

そゆでは議案第六十四号

(議案第六十四号につきまゝにて概略

御説明申し上げます。こゝ給与条例は現在までは教育公

務員特別法によりましてこゝ条例ができるまでは、県庁系

例を準用しておったわけでございしますが、今回いかなる給与

も条例に拠らなければ支給できないという自治法の改正により

ましてこゝ条例を制定したわけでございします。こゝ条例の

職員と申しますのは、館山市

の全日制の高等学校の職員と幼稚園の職員でござい

ます。

そゆで給料表が三つございまして、別表第一の小学校、

中学校等、教育職員級別給料表というものは、小中学校の先生方へ給料表でございしますが、幼稚園の先生にこの給料表を適用しているわけでもございします。

それから別表第二、二、高等学校教育職員級別給料表は高等学校の職員に対する給料表でございします。それから事務職員等級別給料表、これは市の職員と同じ給料表でございまして、事務職員はこの給料表をもつてさせているわけでもございします。

それから初任給、昇給、昇格等々の基準は現在通り、小中学校の教職員と同じように規定通り行っているわけでもございします。

第十条の給料表を異にする場合の給料ということも規定してございしますが、これは職員が別々の給料表を受ける職員に変わった場合のことを規定しているわけでもございします。

それから第十二条では昇格の基準を規定してございませう。  
こゝもやはり小中学校の教職員と同じような昇格基準  
によつて行つてゐるわけではございませう。それから十四条の昇格  
でございませうが、こゝもその給料額によりまして、六ヵ月、九ヵ月  
十二ヵ月等規定してございませう。こゝも現在は規定通  
り行つてゐるわけでありませう。幼稚園の職員に對しまして  
は、一部この規定通り行わない場合もございませう。  
第十八条の宿直、日直、手当でございませうが、こゝは市の職  
員と同じように同じ額を支給してあります。十九条では、  
高等学校の全日制、職員が夜間の勤務をする場合の手  
当を支給できるように規定いたしました。第三十一条の休  
職者の給与でございませうが、こゝは市の職員の場合と違  
いまして、教育公務員におきましては教育公務員特別  
法第十四条の規定によつて、こゝは胸部疾患の場合で

ございます。三年の間、給料が支給されるということに  
なっております。法令で定まっておりますので、そのように  
規定いたしたわけでございます。休職の件におきま  
しては、そのほかはそのつぎの条例の分限の方におきま  
規定してございます。以上簡単でございますが、現在  
給与をそのままこの条例に適用するようには、この条例で  
は、制定してございますので、よろしく御審議をお願いいた  
したいと思っております。

( ) 幼稚園と小学校の校長と兼任している  
ものがありますが、兼職に対する条文というものは、みえ  
ないんですが、兼職するものに対する手当とか、そういうもの  
は、なんで受けることになりませんか、兼職に対するものを  
規定してないようには、みえませんが、

・教育長(工藤和平君)幼稚園長は、いま五人います。二は

全部小学校長が兼任しているわけですが、こゝに對するところの支給の基準というものは、特殊勤務手当り第三項のところにあります。教育公務員特別法第三十一条の規定により、兼ねて他の教育職員職に従事する場合、こゝはこゝの規定によりまして、ほかを兼ねた場合にこゝに對して手当を支給することになっています。現在とところは、この箇条によつて幼稚園の園長に對する手当を支給してあります。

( )

( )

(二)は教育公務員特例法によつて支給してゐるんだと、この条例においては必要がないんだと。そういうふうな解釈でいいんですか。

小学校

——— そうですね ———

は、盛らなくてもいいんだと、ここをみますと、二十一条の規定によつて兼ねて他の教育職員に従事する場合にといふと、十九条にやつてゐるは例えは幼稚園、館山、幼稚園とか、高等学校、職員であつて、そのものを兼ねる場合と条文上から、そうとゆるんでますが、逆にその職員が、こつちを兼務する場合といふような条項について見当たらないんで、そういう質問をしたらわけなんです。

・教育長(工藤和平君)教育公務員特例法第二十一条により

まゝで兼職および他、禁止されてゐるのではござ

いますすけれども、委員会にて任命権者の許可があれば

他に兼職もできるといふことになつておりました。今うところ、幼稚園長は全部兼職といふことになつておるやうでございます。こゝを適用して第二十一条の規定により、兼ねて他う教育職員、本務は小学校長でございますけれども、幼稚園長を兼任する。こゝの場合、まだほかにあるのは、現在館山高校の定時制の職員うなか、二高の先生をたつむ、こゝも、二高の方は任命権者が果でございますやうで、果う教育委員会の方が任命権者である關係上、向ここの許可を受けてこちらで時間講師としてやつてゐるわけ、両方とも適用さるわけです。

( ) こゝ条例でみますと、今まで果う高等学校う条例に準じてやつておつたのを、今回う地方自治法の改正に基いて、  
實際は

今までやつた当時うそのものを条例化したと、こゝういふ

うな御説明でいたね。そうすると結局手当とかなん  
とかは、給与の面については、県立高等学校と同等のもの  
に打んですね。

( ) そうでございませう。それは格付けという  
ものが規則で決まっております。それによってやっております  
ます。

( ) さっきの説明がなかに  
市の職員なみとこらいうふうにありますけれども、この点は、県  
立高等学校の職員との差はどんなものでしょうか。

( ) やはり、県立職員と同じように支給して  
おります。以前は超過勤務手当で正規の——手当  
を支給しておったんですが、その額が高くなりまして、学  
校当局と協議いたしまして、市の職員なみに直したんで  
す。それは——  
成規のものではありません。

三番

( ) それはわかりませんが、現実の問題として

相当な差があると思うんです。

( ) 差はございませぬ。

十一番(伊勢仙之助君)

問題で

すが、十九条でちよつと

— そういうものに

手当を出す場合、二十一条の場合は、例えば、市や高等学

校の先生とか、そういうものが、その職員、逆に、その職員

を兼任した場合に手当を出すというふうな場合のことも

条文に出てるんじゃないかと一応考えらるんですが、その初

見解を改めてお尋ねしたいと思ひますが、別にこれ

いんだといわゆると、— かし、なんに於いて支給してゐるんだと

いわれた場合に十九条だと言わねても、一応十九条の文面

だけでは、— その高等学校の先生が

兼務して入ってきた場合の職員に対する

というものは支給されていはいないというふうにみられるんですが  
 条文の見解の問題ですがそういう心配はありませんか。  
 一応この条文も果やその他のもを参考にしておつくりにな  
 ったんだと解しますが、たまたま、館山市のような特例が  
 ありますもんで、後日この点について改正しなればなら  
 ないと思えますが、少し研究していただきたいと思います。  
 別に支給上には予算上で組んでありますので、どうこうない  
 んですが、かならず、条例通にすべてをゆわくといっても現在の  
 条例そのものがいろんな条例において実施されていはいない  
 という項目が非常に多いんで、この一項だけをとってとるか  
 くするのでもなんですが、一応もういつべんこの点を研究  
 していただいて、私質問を打ち切ってもいいと思えます。  
 (十一) 番議員さんのお説ごもつともでい  
 ざいます。この点につきましては、もう少し研究して改め

改正するようでありたいと思っております。

議長(石井潔君)他に御質疑ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石井潔君)御異議ないものと認めます。よって本案は原案通り決定いたしました。

議長(石井潔君)続いて日程第二十二、議案第六十五号を上程いたします。朗読を省略いたします。修正要点だけを説明いたしますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石井潔君)御異議なしと認めます。さよういたします。

(「この学校職員の分限条例も新しく制

定いたしたものでございまして、今までは市の職員と同じようにこの分限を適用しておいたわけでございますが、学校職員はやはり別に条例を制定することがよいということでは

このを規定したわけでございますが、違うところは休職関係  
 でございます。やはり、この条例が適用は、高等学校の  
 職員と幼稚園の職員でございます。市の職員と違うと  
 ころは、第三条の休職の事由というところに、学校職員が教  
 員養成を目的として学校に入学する場合においては、この  
 を休職とすることができるといふ条項、これが普通、市の  
 職員と違うところでございます。第八条に、第六条に規  
 定する休職期間中であっても、その事由が消滅したと  
 認めらるるときは、教育委員会は速やかに復職を命じな  
 ければならない。第二項に、第六条に規定する休職期間  
 の満了した学校職員について復職すべき職の欠員が  
 ない場合には、復職を命ぜらるまで、引続き、  
 休職とすることができ、この間、給与はなお従前の  
 例による。ということとは、休職の期間が満了してまい

ますと、当然にめさせなければならぬでございしますが、これは休職期間をすぎてもそのまま復職を命ぜらるるまで休職できるという規定を設けたわけにございしますが、これは市の職員と異なりまして、教育公務員の場合には、果して職員に準じてこのように定めなければならず、市の職員より分限条例と違ふところは以上二点でございします。

議長(石井潔君) 御異議ございせんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石井潔君) 御異議ないものと認めまして本案を決定いたします。

議長(石井潔君) 続いて日程第二十二議案第六十五号を上程いたします。本案につきましても、朗読を省略しないで朗読させましょうか。朗読省略いたしてよろしゅうございしますか。

(「省略」打いて下さいと呼ぶ者あり)

(書記朗読)

・総務課長(完戸貴君)議案第六十六号について御説明申し上げます。本案は自治法百三十一条、四の第三項により市が附属機関として連絡委員長を置くという事が目的でございませす。従来は区長もしくは町内会長、連絡員等に対してまして、手当もしくは事務協力費として支給しておたが、ございませす。が、こは予算措置だけで条例がございませんで、今回条例に拠らなければ出せないということになりまして、この条例を設けようとするものでございませす。第一條は連絡委員の委嘱でございませすが、現在区長や自治会長等、いわゆる市が行政下部組織をつくる場合には法令に命令がございませんで、市長の方から区長をつくるというふうな強制的な指示がでない

うでございまして、あくまでも自主的に行政事務の協力を  
申し出た場合にその区長もしくは町内会長等に委嘱をいた  
い。こういうふうな考えでございまして、でございまして、  
その選任の方法あるいは運営方法等につきましてもはすべて  
地元の自主的な方法にゆだねたいという考えでございまして。

第六条は事務の内容についてでございしますが、これは現在市  
内にございます。掲示板が用をなさなくなりまして、主と  
して伝達業務は連絡委員の手を経て各戸にやり得る  
ほかにはないかと、ございまして、この事務の内容をここで  
に規定いたしたくてございまして。

第八条は事務費についてでございしますが、これは区域の  
広狭あるいは人口世帯数を勘案の上、年額一千万か  
ら三千万以内で市長が別に規則を決めまして事務費  
を決定したい。こういうふうな考えでございまして。

現在の考えといたしましては、一世帯当り、六十円、それから人口につきましては、人口、団体別によりまして、規則で決めたい。こういうふうな考えておるわけでございします。この年額一千万から三千万まで非常に差がございします。が、これは小さい区域になりますと、十四世帯くらい、大きい地域になりますと、三百十五世帯というふうな非常に広狭の差がございしますわけでございします。

をいたりたいと

考えるのでございします。付則の第二でございしますが、これは、現在暫定的な措置といたしまして、市から各区長や、町内会や、内部に対して、行政連絡委員が置いてあるわけでございしますが、このうちもうも、もうその区に区長が、あるいは、町内会が、そういうもうが、できま、この場合には、順次、その方へ移行して参りたいと、一か、一か、それができ、この間は、当然、現在のうち、もう、行って、行きたいというので、この付則

の二を設けたらうでございませう。

二十二番

(第二条の末尾の方に当該自治会長等

をとりありますが、

というものはどういうもの

を

自治会長、町内会長、部落会長

・総務課長(宛戸貴君) いろいろを自治会長、町内会長、部落会

長あるいは区長、それに類似する名稱をここでは自治<sup>会</sup>長

等と申しましたので、御質問のようは内容を含むもので

ございませう。

二十二番

(そうしますと、こんどのこめによりませうと、

今申し上げました自治会長および町内会長、部落会長で

なければ委員にはなれない。こういうことになりますね。

・総務課長(宛戸貴君) 大体この連絡業務とそれから市長が

必要と認めた調査、その他事項等についてお願いをする

関係ございますので、大体従来より区長とかあるいは自治会長とかそういうふうなようなもの——  
こういうふうな考えでおります。

( 第二条より委員はその区域内より金世帯の同意を得て結成された組織とありますが、その金世帯をもつて結成されたということをはなんによつて証明なさるか。

・総務課長(完戸責君) これにはそういうございますが、実際にはその区域内より金世帯のうちが入ると限らない場合もあります。なかには一部のもうが、この組織に入っていない場合もあるものでございます。大体区域内から選ばれた区長であるとか、町内会長であるとか、要するに申し出があつた場合には大体その金世帯の同意を得て選ばれたものと認定いたしたいと考えております。

( ) 認定を誤るととんでもないことができるんじゃないかと思うんです。それは例えば一軒か二軒という軽微な問題のときはいいんですが、十戸あるいは二十戸という単位で入らないというのに、こゝ世帯まで、

ゑるということはどうかと思わゆる。民主主義の精神に及してくるんじゃないかと思わゆるんですが、その点の御解釈はいかがですか。

。総務課長(完戸責君) (こゝもつともでございませう)。運営に当りましては、さういったような点につきまゝ十分調査いたしまして、果たして総音にてあるかどうかというような関係につきまゝでも、慎重に検討を加えた上で処置いたしたいと考へております。

( ) 現に船形にあるんですが、現在連絡委員を考へている人と、それから町内会長なり町内会へそのな

を移転する場合、なかなかむずかしい問題になるんじゃないかと考えられますが、あまりにそれを安易な気持ちでやったんではどうかと考えておりますが、その点に対する御見解を御発表願いたいと思っております。

。総務課長（完戸貴君）この件に関しましては、市当局におきましては非常なる関心をもっておるうでございまして、それ従来より連絡委員がおります地域に新しく区長たり、町内会長たりがございまして、従来より連絡委員をそのまま、ホツンとやめさせてしまひましては、非常にその人に気が毒でございしますので、もしできるならば、従来より連絡委員をそのまま、市より連絡委員の下部職員と申しますか、とにかく、その人で使ってもらいたいというふうなことを願ひしまして、その解決がつくまで、實際の場合には、待ちたいという考えでございします。現在でも、大体その

方針でやっております。こんごもその関係につきましても十分気をつけたいと考えております。

ニヤ八番(鳴貫社作君) 現にさういうことがあったという事実も知っておりますし、またある区では前市会議員の奥さんが連絡委員になつてゐるわけで、さういうふうな関係でうまくいつてくぬぬば、いけぬども、うまく行かないというところ、この条例をつかつた精神と少し違つたもうが、出てきは、ないかと思つてお尋ねするわけですが、関心をもつてゐるといひましても、結局ほかり人を——

なに—ないようにひとつ市のことは市で治めると、いう立場で行つてもらいたいと思つてゐます。それをとくに望んでおきます。

( ) この連絡委員設置条例ですが、誠に結構だと思ひますが、この条例の内容をみますると、主として組織の主体といひますか、対象の主体といひますか、旧町

町内会あるいは区、部落というものが対象に解釈さしま  
 すが、こういう場合にもどうしようにお考えになりますか。  
 この点をお伺いしたいと思います。例えて申し上げます  
 と市灯り中心地におきますところや六軒町なら、六軒町  
 を例にとって申し上げますと、六軒町に七町内からあります  
 その町内会や町かに大きなのは、館山銀座振興会というひとつ  
 の大きな会がある。あるいは、一三三三会というひとつや金住民  
 をもっていたところや組織があります。あるいは長須賀  
 や共 会とかそういうものがあると思いますが、こういうたも  
 のに対してただ単に町内会や昔やあえていうならば、戦争の  
 遺物である町内会を単位に考えないで、そうした新たに  
 生まれたところやひとつや組織というものを中心に考えて  
 やっていただきたいところやふうに考えるんでありますすが、  
 当局として、そういうたひとつや団体でぜひともそういうも

のをやってももらいたいという希望があった場合にどうようにおそれ  
行かれますか。どうか。

・総務課長（完産貴君）二よはあくまでもその地域の民主的な  
意向によりまゝでございまして町内会なりに委嘱をしたいと思います。  
こういうふうにご考えておるうてございまして。こういう関係で  
こちらから無理に結成しろということには参らないのでござい  
ます。でございまして、どうしてもつくり得ない状況にあ  
るといふような地域にありまゝではいかんとも仕難い。そして  
その運営はあくまでも民主的にやってもらいたいという考え  
でございまして。

・三番（御答弁）うピントが外れてるんですが、私の  
聞いたのはあくまでも町内会とかなとか、そういうたひとつう  
型にとらわれた地域でなく、仮に六軒町の通稱キネマ通りと  
申しますが、あそこに一・二・三会という会がある。あそこが金

般り住民をもつて組織したところの団体であります。

こゝについてこゝになんかひとつさういった連絡の事務をやるて  
 もうおうということをこゝ間ちゅうと申し上げたんですが、い  
 ろんな関係でできないというふうなことを聞いたんですが、  
 こゝ条例が出たので、ちゅうどい機会なもんですから、聞き  
 たいんですが、もちろん、町内会うできているところもある  
 し、できないところもあります。できないところを無理にし  
 らえるということはないと思います。一、二、三、四と四つ町内会  
 でまかたっておりまして、その  
 住民でこしらえたひとつの団体がこゝうした対象として認  
 めて扱ってもらえるかどうかということを。

・総務課長(完戸貴君)こゝは昔の町内会、区長とはまったく  
 別の考えでございます。ただいまよりようにある一定の  
 世帯が集まりまして町内会を持つというふうな場合には、

その内容を検討しまして場合によればそこへ一応連絡委員を置いてもいいんじゃないかと考えます。

二十番(鈴木市蔵君)ちっと伺います。が、さつきり答弁を聞いてみますと、こんどできた町内会と現在ある連絡委員とをまっつを防ぶためになんとか方法を—て行きたいというふうな説明を聞いたんですが、ひとつ町内会から、今まで連絡委員が圧倒をくって、それを市が三馬に乗ってそうして—

退職のやめる手続きり書類まで渡してわざわざ判まで押しだというふうなことを聞いておるんですが、これは事実であるか事実でないか、その辺をちっと伺います。

総務課長(見戸貴君)そういう事実はございませぬ。あるいは本人から申しましたら、そういうふうには申しませんが、知れませんが、本人と関係者、区長、あるいは市等と集まりまして相談した結果では決して強制的に—たものでございませぬ。

せんし、あるいはは圧迫して、そういうふうにもつたものでもなく  
両者、円満にその  
話は済んでおります。

二十番(鈴木市蔵君)絶対にそういうことは無いというような御答弁  
でございしますが、確かに無いんですね。

総務課長(完戸貴君)こちらの方といたしましては別に圧迫を  
加えた、あるいは強制的にやめろということをした気持はござ  
いませぬ。

二十番(鈴木市蔵君)けれどもいまあなたがおっしゃった当人が  
考えたならば、そう思ったかも知れないという答弁を聞くと  
事実あったと思うんだが、

総務課長(完戸貴君)本人が冷静に市役所ですった態度を  
考えてくゆるならば、市役所がいかにも本人のために努力して  
くよたかということを十分理解してくよると思っています。

二十番(鈴木市蔵君)本人のためにそういうふうな

同時に書類を出してその書類を市がこしらえてやったという  
その見解をもちよつと一言御答弁願います。

。総務課長(完産貴君)こゝは本人がその関係の席へ参りま  
て確かに私は従来より連結委員をやめますというふうな同  
意をいたしましたので、そゝでは一応事務処理の関係から  
判を押してもらいたい。そして区の方からは改めてたのむとい  
うことでありましたが、本人のところへ参りましたところ、本人  
がこゝは、連絡委員連合会というものがあります。その会長  
の方を通してはんこを押したもつちを出したとこういうふうにな  
いておりまして、市の方へは参っておりません。

。二十(番) )この条例には賛成いたします。だが、第  
一条う二に委員の担任区域は別に市長が定めるとあり  
ますがこゝについては大体いふまでで。

。総務課長(完戸貴君)原則といたしましては、その委員の担任区域は行政区による方が便利ではないかというふうに考えております。それから、これは確かに強制はできませんが、できた場合その事務的の関係等につきまゝて助言なり相談を持ちかけられた場合はこちらから積極的に御協力をいたしたいというふうに考えております。

。十一番(伊勢仙之助君)行政区の数はどの程度ありますか。町内会長が現在連絡委員を兼務しているようなところがどのくらいありますか。

また、連絡委員だけであっている部落はどの程度ありますか。計数的に数字がわかりまゝたうひとつ教えていただきたいと思います。

(「休憩願います」と呼ぶ者あり)

。議長(石井潔君)しばらく休憩いたします。

議長(石井潔君)休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長(完戸貴君)十一番議員の御質問にお答えいたします。

現在、行政区の数は百四十五ございます。それから町内会や区長等で市に対しまして行政事務の協力を申し込んでおる数は十でございます。それから区とかあるいは町村会とか、そういったような組織をもっておりまして連絡委員をやっておるものが八十ございます。それから単に連絡委員だけをやっておるものが五十五人ございます。

二十八番(鳴貫社作君)市でおつくりになろうという趣旨もよくわかりますが、ただ実際の問題に当たっては、市で考えていること――我々は多大の疑問を持

つもので申し上げますが、例えて申し上げますと、ある町内会に従来より連絡委員がいる。そこへ区ができて町内会長が

できた。町内会長の方から市へ申し込むと市では板ばさみになるわけで、一ようがなくて、この業務を担当している人を使ってもらうように

使うと、船形あたりは三百戸ぐらいの単位があるところが、二、三あるんで、こゝないところもそうですが、その下に班長というものがありません。

十戸、十二、三戸、二十戸ぐらいもって班長というのがある。その人ゝところへ

實際の業務

を担当するわけで、

手当てというも

うは班長さんまで行かないんで、實際の業務を担当している班長さんまで行かないで

船形あたりでは非常にそくて若勞っている面があるんであります。でありますから、よほど慎重なお考えでやっていただ

きませんとかえって結果においては悪い場合ができるんじゃないかというふうなことが縣に念じられるわけでありませう。

その点に対するお考えをひとつ市長さんからお願いいたします。  
・市長(田村利男君) 鳴貴議員の御質問にお答えいたしますが、昔からよく名主どんり名義になっておいて名主どんり個人の所有に打っている例がたくさんあることを聞聞いております。

それが、やはり、今や町内会や鳴貴さんやあったような心配がそういった結果、何代前の事項が現われているという心配だと思えます。誠にこともなごうございませうで、一カー館山市の事務の協力を願うというところにつきましては、やはり、連絡委員とか、町内会とかいうことにお願ひしなければ、わずかの人員をもつては、とてもまかない切れませんが、その初め事情をよく考慮いたしまして、間違ひの起らないようにやっ行って行きたいと思ひます。よろしくお願ひします。



二十八番(鳴貫杜作君) 何かならば納税組合あたりでもってすべて  
こらうことを奨励してもらった方が非常にいいと思ふんですが  
また納税組合をやるについてはいろいろな点から不便な点  
もありましようが、至極市のためになるんじゃないかと、こらう  
思うわけでありますが、ただ連絡委員とひとり限らないで  
もう少し活用する方法を発見して下さった方がいいと思ふんであり  
ます。

市長(田村利男君) なお柔角な点もございまいょうが、こんご  
十分研究いたしましてやりたいと思ひます。

ニ番( ) 私はこの連絡委員設置条例には賛成  
するものでございますが、ことにひとつ御考慮をいただき  
たいのは第八条の事務費を経費として支給する場合  
区域の広狭人口世帯数等を勘案の上とございしますが  
御承知のとおり山間部の農家の方では区域が非



結構であります。が、ほ

かに税金を全部取り扱っておりまして、ことに悪いやつは、

大てい区長が税金をたて替えて完納して

おるわけなんです。が、そういった、この仕事を、

喜んで結構だと税金の方は、———、ということに

なるが、よく研究していただきたい。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

チ一番(伊勢仙之助君)先ほど行政区の総数と町内会長がや

おるものと、連絡委員がやっておるもの、いろいろ計数が出

きたんですが、こゝからみると、この条例の運営に当たっては

非常に慎重にやってもらわなければいけないという問題は

先ほど嶋貫さんから出ていますが、ごもつともたろうと

思います。この付則条項について、委員が委嘱される

まで当分の間、市の伝達業務を取り扱うものについては

第二条の規定にかかわらず、こゝらのもつ申出により委員とみなして、暫定的に市長が委嘱する。

この問題があるんですが、おそらく現在五十五という連絡員があるんですが、この連絡員のなかにやめてもいいと気持ちよくやめようという人たちがどの程度おりますか。それによつてまたいろいろこじれてくると思ひますが、私たちが一番おそれることは戦争中の町内会で百三十八条の付則の一項による付属機関だとこゝろいうような見解が、この条例ではみられておるんですが、そのため伝達事項のほかには市長において必要と認める調査その他事項という大きな含みがありまして本當り市の執行部の付属機関であるという建前で民主的だ

懸念が今後運営

いかんによつては心配がかなりあるんでありますが、この条例執行に当たつては部落とか、町内会というものを市の

行政の付属機関であるからというその考え方から、あつちもあつちもあつちといろいろ町内会が背負い切れないようなあつちからあつちへ伝達調査というふうなことで戦時中は非常に困ったわけです。そういうことのないように連絡委員をやめさせる場合も無理のないように現在やつておる連絡委員という人の気持も十分尊重して下さつた方がいいようにひとつやつていただきたいと思います。かげから強制的につくよと強い圧力をかける点については私は反対いたしますが、この条例そのものの運営いかによつてこの条項が生きるわけですから、そういう点を十分考慮していただきたいと思います。います。当分の間というのは、時期的にはどういうふうにお考えになつておられますか。その点つけ加えて質問しておきたいと思ひます。

・総務課長(完戸貴君) 現在連絡委員をやめたいと希望して

おるものはまだこちらにございませぬ。それと、この当分の間でございませぬが、こちらの考えといたしましては町内会等で連絡事務に協働したいと申し出てくるまで、間ですから、強制的にこちらから止めさせるわけには参らぬ。そういうふうな考えでおります。

。十一番(伊勢仙之助君) そうしますと町内会から申し出があつた場合には本人の意思いかんにかかわらずお前は町内会から推選があつたから、必要がないんだ、やめろとこういうことになるんですね。

。総務課長(完戸貴君) この場合には——

が、自分はこの機会に連絡委員をやめたいという場合もございませぬし、もし依然としてやっていたいという向きにありましてはよくその区で当事者と相談をいたしまして、そのものをそこで止めさせることなく、その区で職員として使

ってもらおうと、こゝ点だけは、こんごも十分気をつけてもらいたいと考えております。

十一番(伊勢仙之助君) そうなりますと、三十八条の四の三項が問題になってくるわけです。こゝによりまして、一応付属機関というものが問題になってくるわけです。三十八条の四の三というのは、普通地方公共団体が法律または条例の四の定むるところにより、執行機関の付属機関として――

審査会 審議会 調査会 その他 調定 審

査・諮問、または調査のため、機関を置くことができる。この条項を適用して、こゝをおつくりになつたと思つて、すなはち付属機関という建前から、さういふ心配が出てくるんですが、実際に運営に当たつては、付属機関ではないといふような考え方で、当ると、こゝういふ見解に立つてよろしうございませうか。運営上について

・総務課長(完戸貴君)その見解でよろしゅうございます。

・議長(石井潔君)他に御質問ございませんか。決定いたします。ことに御異議ございせんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

・議長(石井潔君)御異議ないものと認めます。よって本案は原案通り決定いたします。

・議長(石井潔君)続いて日程第二十三議案第六十七号を上程いたします。こゝは朗読いたさせましようか。それとも朗読を省略いたして改正要点だけ申し上げるようにいたしますか。いかようにいたしましようか。

・二十二番)こゝはせむ朗読していただきたく思います。糸天の方でミスプリントがあるんではないかと。そういう点も合わせて。

(書記朗読)

・総務課長(完戸貴君)改正の自治法より二百三条より二項におきま  
して勤務以外の非常勤の特別職員に對し、まゝでは報酬  
は日割支給を原則としておるが、ごまが、が条例により  
まゝで月額支給を認めらるゝことになつたので、ごまが、  
す。千葉県より市長会におきまゝでは九月一日に船橋市で  
会議を開いたが、ごまが、ごまが、ごまが、ごまが、ごまが、  
まゝで真剣に検討を加えたが、ごまが、ごまが、ごまが、ごまが、  
正う趣旨はいろいろあるが、かならずしも日割制にとらわ  
れないで、その目的に添うようにすればよいではないか、また、日  
額支給にいたる場合には相当——  
多くなるんでは  
ないか、まゝで各種の現行の支給額を日額に直した場  
合には、あまり少額となつて、現在より経済観念からみて非  
常に適當とは思われないという結論に達しまゝたので、各  
委員会ごとに各市の諸給与について最低、最高、線

打ち出しまして、そして最低に現在達してないものは、  
額として各市はこのワケ内で適当な額  
を決定するというところに意見が一致したところでございます。  
当市はこの意見に基きまして、慎重に検討いたしまして  
決定いたしましたも、が第二条より別表でございまして、  
この第三条でございしますが、これは月額支給の場合、  
第四条は、年額支給の場合に起る重複支給を避けるための  
規定でございまして、

それから第七條でございしますが、これは自治法より二百三條より  
第四号に基くも、でございまして、付則より三につきましても、新旧  
の教育委員会委員に対する支給方法について定めたも  
のでございまして、

二十八番(嶋貫社作君)非常勤というを、わいわい市会議員も入  
るわけだろうと思っておりますが、手取り早く市会議員の手当



市長(田村利男君) そうです。

(福岡保徳君) 福岡保徳 地方自治法が二百三条より四項は考えようによっては期末手当をなくしても差支えないように思えるし、もし決めればその期末手当の額と支給方法を条例に入らなければいけないと、それをここへ入れてあるんですけど、現在が館山市は報酬はともかくとして期末手当の件についてはもう少し考慮した方がいいんじゃないかと、かように思っています。

市長(田村利男君) その点を市長会においてとくに研究したのであります。Aクラスと申しますか、千葉、市川、船橋、銚子の四市におきましても全部出しておりますが、その率も高くなっております。市川、船橋あたりは二カ月分くらい出しておりますわけですが、Bクラスにおきましても六つうち三つ出しております。

十一番(伊勢仙之助君)ただいま福岡議員から出ま—の期末手当  
であります。が、現在、館山市— そういうようなものを

考え

議員感情と—でもあるいは、期末手当の

条例をつくるということについては相当

— と思ひます。

そういう意味から期末手当の—条項については、市側が議会  
メンツをたてようというふうなお気持ちから出—になったと思  
ひますが、一応この条項は十分考えて

— いうふうには私は考えるのであります。監査委員の報酬を

— という点について、なにか特別の根拠がありますか。

か、その点をお伺い—たいと思ひます。— 実際、監査委員

の仕事の内容、その重要性、そういうものからいって、委員の

中でもとくに一番多く活動をして—いるにもかかわらず、相当

引下げられておると—いう点で引き下げたという根拠につ

いてどうして—こういうふうな形を打ち出—たかという点を

御説明願いたいと思ひます。

市長(田村利男君) Bクラス、名前は悪うございませうが、Bクラスで協定—ま—たも、う—最高をとつてございませう。

Aクラス、銚子市が五千五百円、野田は四千五百  
とくに低いわけでもございませうが、Bクラスは  
月、佐原は四千円、茂原が四千円、木更津が五千五百円、館  
山五千五百円、Bクラスで五千五百円をとつたのは、木更津  
と館山だけでございませう。各市、市長が寄りま—てい

ろいろ相談しま—たが、監査委員はどうしても館山市の  
場合においては、とても各市、なみに下げられるわけには行かない  
らという理由で、他は四千円ないし四千五百円でありませうが、  
とくに館山市は五千五百円を支給したわけでもございませう。

十一番(伊勢仙之助君) 私はよそで下げたから下げたどさういう  
こと、でなしに、よそでも下げるなん、か、理由がはつきり打ち

おさめて下げたんだろうと思ひますが、下げる理由、こういう点についてさらにお伺ひしたいと思います。

私たち議会からみれば、監査委員の仕事というものは非常に努  
力して正確にやうてもらうこと、市民全部が期待してい  
るわけです。こういう機関がはつきりと活動さして常に市の  
行政というものを観察して正しい方向にもっていつてもらうて  
るということには、我々非常に望むわけです。

逆に市執行部からみれば、場合に監査委員に高い報酬を  
出して毎日活動さしては困るというふうな、もしそういうふう  
な考えでこういうものは下げてしまえ——その点の

ことをなんかよそでも引き下げたということとは理由点がある  
うと思ひますが、この点についてお尋ねしたいんであります。

市長(田村利男君) そういうやまい点はございません。いろいろ

報酬、市会議員報酬、各種報酬は大体Ｂクラス

で寄り合いまゝて話しているわけですが、今まで下げたというよりも、館山市がとくにどの市よりも多すぎた。おたというふうには解釈したいと思うわけですが、

館山市だけさくばらんには申し上げますと、監査委員にそうたくさん出せばよそ市で困るといふこともございまして、

館山市の実情としては、よそ市ほどどの市よりも監査委員は尊重しなげなわけはないが、木更津、館山市だけが、

五千五百円、こういう数字をとったわけですが、

二十一番(鳴貴社作君) とうすると期末手当は、いくらになるわけですか。

総務課長(完戸貴君) 六月に五割、十二月に十割。

二十八番(鳴貴社作君) とうすると、いままでよりふえたわけですね。

総務課長(完戸貴君) とうでございませう。

二十八番(鳴貴社作君) かつて、こういう種類の問題をめぐって

いろいろと物議をかもしているわけですが、館山市でもこういう問題で物議をかもしたいという保障はつけられないと思ひます。つけた場合にはつきりとやり切るなにものがあつてやるんなら私は決して差支えないと思ひますが、そのときに打つて——説明に若しんだりするようにならうに

まで、わかわけは、えつてもらいたくないんであります。

私自身としては、そう考えます。例え、ほかう市なみであるといつても、館山市う場合は、ほかう市なみにいけなところ、それが監査委員う報酬を下げた原因うひとつだらうと思ひつておりますが、今までより増額するといふことは、少くとも避けなければならなと考ふるうてあります。我々に与えられた問題を——我々は自分自身うことを

をやつると同時に、将来うことについてもやつておるんであります。だから、わかわけ自身うためではないといひながら、そ

の場合に市民感情を無視してやるということもどうかと  
思います。でありますから、この問題は、委員付託に  
して、そらうていっぺん是非を聞いてみて決めても  
遅くはないと私は思うのであります。

今、期末手当の件がありまゝだったので、期末手当について音見を述べます。私は非常勤の特別職は期末手当をもららうべきもんではないというふうに解釈いたします。

今回、自治法を改正でもってこういうふうなことが出てきたんであります。カーカー、こゝは各自自治体で議会で決めて条例をつくつてやることはできるということであつて、かたらず、やらなくちゃいけないものではない。先ほど福岡議員からもいわれたとおり。——カー、市長さんは、市長

会でもって決まったというんですが、そりやあ、市長会で決まったかどうか知りませんが、現在、私う考えておるものは、再建途上にある市は、カーでも出費を減らさなくちゃいけない例え、自治法が今、できたからといって——出すと

いうことも私には考えられない。また、いま、鳴貫議員も

いったとおり、ほかの市でも船橋でも市川でも現在、  
 そんな問題が出ておる。再建途上にある館山市とて  
 は期末手当の支給ができるとあつても、一応期末手当  
 の項については削除していただきたい。このように考えて  
 おる。

・市長(田村利男君) 市長といたしましては、市会議員各位が  
 とくに赤字財政途上におきまゝて、市政のために協力して  
 下さる熱意、満腔の意に對しまして、常々感謝してゐる  
 ところでございまして、おかげをもちまして、いま館山市  
 におきまゝては先ほど監査報告がありまして、その  
 後におきまゝて借入金に相当したものは、九百万円、借入  
 とありますが、現在では一時借入金もこの二十五日にな  
 りますと、今月も俸給を払つても三百万円残ります  
 ので、三百万円一時借入を返すという、やや上り坂になら

参りまゐりたうで、こゝも皆さま、御努力、御熱意、現わしが市政に反映しまして、財政方面におきましても、このように上り坂になつてきたことと感謝して、いる次第でございます。その点から申しまして、市長は信念をもちまして、この期末手当五パーセントならびに百パーセント支給というものを上程したわけでございます。

。十二番) ただいま、市長さんから非常に心強いところの、財政について、説明がありましたが、現在一ぱは赤字財政という言葉を使われておりますが、

期末手当を支給できるといふことでなくとも、よいという観点からしまして、私としても、市吏員としても、各市の例をあげてお話することは、一応略しますが、一般市民に対しては、一は、まだまだ、—— ということは、非常に叫ば

れている今日であります。故に、この期末手当と本俸の一万

用がこんご報酬として上程されておりますが、現在まで  
は八千五百円であつたと千五百円が――  
条例を改正しなければ支給することができないという前  
提のもとに付託されたやに解釈されますが、その点につき  
ましても一応前回の線を守らまゝして我々としても館山  
市の赤字財政を克服さして市民の欲望は完全に  
たされたときにこの自治法が適用を受けて本条例を  
待つことが適当ではないかと思われるのでありまゝして  
今までの意見を述べらる方々に賛成するものであ  
ります。よつて第 条の議員の期末手当に關し  
てはこれを付託いたしますことを望むものであります。  
また報酬につきましても一万円を――

市長(田村利男君)吉田議員の御質問でございますが、市長

と一まゝでは十分考えてう提出でございます。

議長(石井潔君)一ぱらう休憩いたします。

議長(石井潔君)休憩前に引き続いて会議を開きます。

二十二番(松本藤太郎君)ただいま議長、要請によりまして、議

運籌協議会を開きました。その議題は、いまちよつと足

みをしております。議案六十七号ですが、あますところ、時間

もございせんので、本六十七号議案は、いずかにならうとも

時間延長しても本日審議するということを一応決まりま

いで。

議長(石井潔君)お諮りいたします。ただいま松本議員より

本議案の審議のため時間を延長して本日中にこの議

案だけをめぐりをしようという御意見でございしますが、

さよういたして御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石井潔君) 御異議ないものと認めます。よって時間を延長いたします。

議長(石井潔君) ただちに休憩いたしまして協議会に切替えたいと存じます。

議長(石井潔君) 協議会から再び本会議に移します。開会いたします。

議長(石井潔君) 協議会におきまして一応各議員から打ち出さるべき

た意見を十分尊重してということと終務委員に本議案を

一振付託、ニいう御意見がございまして、改めてお諮り

いたします。本議案を終務委員会に付託し、各議員から

述べらる御意見を十分尊重して審議してもらおう。

かようなことで付託することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

議長(石井潔君) 御異議ないものと認めます。よって本議案は、  
活絡務委員会に付託することに決定いたしました。

議長(石井潔君) 明日は十時から会議を開きますので改めて御通  
知を申し上げます。ここで通知に代える次方であります。  
以上をもちまして本日の会議を閉じます。ごくろうさまで  
した。

負山可讀全

